

急に暑くなる日も増えてきました。着るもの工夫して、今から熱中症対策も必要です。

ここ数ヶ月で、民商会員から「元請けからインボイス（適格請求書）の発行事業者の登録申請はしてあるかと聞かれた」「関係事業者が集められ説明会があった。どうしたらよいかわからない」「建物の賃貸先企業から課税業者になる予定があるかアンケートが来た」など相談が寄せられています。

今の消費税納税の仕組みは、元請け事業者は、下請け・納入業者への支払い金額には消費税が含まれているとしてその税額を自分の売上に加える消費税納税額から差し引く事ができる「仕入れ税額控除方式」です。

しかし2023年10月1日からは、下請けから一定の書式にそった「インボイス（適格請求書）」を発行してもらわないと仕入れ税額控除ができず、元請けの消費税負担が増える事になります。インボイス発行は課税業者である事が条件のため、下請けは発行のために、売上1千万以下であっても課税業者になる必要があり、以後消費税を払うこととなります。かといってならないと元請けが課税業者の場合、できなくなった仕入れ税額控除分の値引きを要求されたり、取引をやめられたりする事が想定されます。

また、免税業者から課税業者になれば、今度は自分が仕入れている業者に対して同じ事がおき、結果、中小個人事業者の多くを占める免税業者が廃業の危機に追い込まれます。

インボイスを発行する課税業者との取引では…
売上げ増に
もらえる消費税 100
仕入れ・経費で
払う消費税 80
納税する
消費税 20

インボイスを発行できない免税業者との取引では…
売上げ増に
もらえる消費税 100
仕入れ・経費で
払う消費税 ~~80~~
納税する
消費税 100
これが引けない

インボイス制度は実施中止を 申請判断は慎重に

一人親方の塗装業 建設会社の専属下請け (年収1000万円以下)

建設会社からインボイスを出すように言われているんだけど…

例えは…

選択肢は三つ

- ①課税事業者になって消費税を納める
- ②免税事業者のまま親会社は、取引を中止するかもしません
- ③消費税分を値引きして今までどおり仕事を続けさせてもらう

いずれにしてもインボイス方式は事業の行方を左右する危険な仕組み

取引関係にも影響

建設会社 (年商5億円) 課税事業者で下請け業者40人のほとんどが免税事業者

下請け業者からインボイスをもらわなかったらどうなるんだ？

消費税の納税額が増えます

- ※40人が全て課税事業者で、その支払いが4億円とすると
(5億円×10%=5000万円)
-(4億円×10%=4000万円)
=1000万円(納税額)
- ※40人からインボイスをもらわないと
(5億円×10%=5000万円)
-0円=5000万円(納税額)

納税額は5倍

相談等で民商事務所に来られる際は必ず事前に連絡して時間を約束して下さい。
特に水曜午後・木曜全日は配達集金で事務局不在になります。

2023年10月1日からインボイス（適格請求書）を発行する場合、発行事業者の登録申請期限は2023年3月末です。申請して登録されれば自動的に課税業者となり、すぐ納税義務が生じるので、判断は慎重に、取引先や事業の状況をよくみて判断しましょう。

そして、免税業者を淘汰し課税を強化する事が目的のインボイス制度の実施中止の運動を、署名で、行動で、選挙で、皆で訴えてすすみましょう。

△支援金などの申請に関して▽

- 事業復活支援金の申請期限目前です
事前確認 6月14日(火)迄
申請期限 6月17日(金)迄
- 緊急小口資金・総合支援資金の申請期限が8月末まで延長されました
- ・緊急小口資金
- ・コロナの影響で収入減の世帯に生活費を貸与10万〜20万を無利子貸付、2年返済
・総合支援資金
- ・コロナの影響による収入減が長期にわたる場合月額15万〜20万を3か月まで貸与
申請は社会福祉協議会に書類を郵送

上半期源泉所得税 相談会

源泉所得税を半年分まとめて納める「納期特例」の事業所を対象に、相談会を行います。

日時・7月4日(月) 10時〜12時及び
5日(火) 13時30分〜16時

必ず事前に電話で時間を予約しておいで下さい。

予約必要